

H30. 12月議会

北町工業団地と安平地区にあります安平工業団地、この3つの工業団地が町内にございます。その他追分地区には工場適地という事でございますが、ここはあくまでも工業適地という事で工業団地という事にはなりません。そう言った事で只今ご意見ございました団地がそれぞれの工業団地が分かる地図等の配布の関係でございますが、これは町のホームページにも既に載せてございますのでそう言った所で検索して頂きたいと、もし必要であれば後程こちらの方で用意致しましてお配り致します。それと参考までですが、先程お話しした町内の工業団地での団地におきます従業員、就労状況でございますが、合計で13社創業しておりました約290名の雇用という事になってございます。以上です。

○議長（牧田弘満君） 宜しいですか。

○8番（米川恵美子君） はい。

○議長（牧田弘満君） はい。他に質疑はございますか。なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第6 一般質問

○議長（牧田弘満君） 日程第6、一般質問を行います。確認の為申し上げます。一般質問は1問1答方式により行います。尚、1議員、質問と答弁を合わせて1時間以内と時間制限があります。又先程議会運営委員長から報告の通り通告内容を逸脱せず、簡潔に行うよう宜しくお願い致します。理事者側の答弁もそのようをお願い致します。尚、議場の前後に残り時間を掲示しておりますので時間内に質問及び答弁を終えるようお願い致します。それでは通告順に発言を許します。

3番吉岡政昭議員の一般質問を許します。

【通告No.1 3番 吉岡政昭 議員】

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） はい。3番吉岡です。私は黒塗りの交渉記録では何故2000

万円以上もの弁償をさせられたのか分からない、真実を問う。というタイトルで質問致します。ここで言う交渉記録と申しあげましたのは前回の議会で明らかにしましたように安平町が千歳市の土地所有者から借りた土地に工業請負業者が産業廃棄物を不法投棄した件に関して、土地所有者から指摘を受け、賠償問題を含む交渉が行われました。その交渉記録の事であります。ただその内容は町民目線で見れば、或いは町民の立場で言えばあまりにも大きな問題を多く含んでおります。その第一は、2000万円以上の賠償金の根拠が必ずしも明確ではありません。その第二は、協議記録にある多くの黒塗りの問題があります。2000万円以上の税金を支払った町民の立場から言えばこの顛末の全てを隠蔽する事なく真実を明らかにする必要があります。私は限られた時間でありませけれども、この問題、黒塗りの交渉記録の問題に関して質していきたいと思ひます。

まず質問致します。第1回目の協議の時の出席者を確認致します。記録によりますと土地管理者の牟田晴美氏、それに塩谷建設課長、本田主幹と記録されております。もう1人おりますね、黒塗りになっておりますけれどもわかりませぬ。黒塗りになった人物の名前と身分職名を言って下さい。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） その黒塗りにした部分につきましては今回の交渉の中でご本人さんのご友人という事でご出席されておまして、そこについては非公開とさせて頂きました。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） はい。この黒塗りの人物というのは1回目の他に4回目、6回目、7回目、9回目にも出席してきております。同じ人物ですか。

(答弁側資料照合中)

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 宜しいですか、時間の関係がありますので後でも宜しいです。

○議長（牧田弘満君） 後で宜しいですか。

- 3番（吉岡政昭君） 宜しいです。
- 議長（牧田弘満君） 質問を続けますか。
- 3番（吉岡政昭君） 続けます。
- 議長（牧田弘満君） はい。
- 3番（吉岡政昭君） 公表出来ない根拠、一応条例を根拠している事は文書で受けておりますけれども、それについては後日触れたいと思いますが、それでは次にですね、2回目の協議の時に牟田氏から次回の協議は黒塗りの人にも同席してもらおうと発言しております。この黒塗りの人はどなたですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（牧田弘満君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 先程黒塗りにした方ということで非公開と申しましたけれども、その方だと思います。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） 具体的に聞きますけれども、この黒塗りの人物、最初の人物をXとしますね、後の方の黒塗りの人物をYとします。この方は役場職員ですか、それとも第三者の方ですか。

〔田中総務課長挙手〕

- 議長（牧田弘満君） 総務課長。
- 総務課長（田中一省君） 只今吉岡議員の質問につきましては、明らかに不開示情報という形の中でお示ししている中の部分でございます、黒塗りの部分の言及というのはここでは不開示情報でございますので回答は差し控えさせていただきます。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） 不開示情報という根拠を情報公開条例の7条の第1項の2号4号という事で記載されておりますけれども、2号というのは、氏名は入っておりません。思想信条とかその他家族構成とかありますけれども、氏名は入っておりません、従って情報公開条例の対象ではありません。それか

らもう一点はこれを公開する事によって犯罪の予防、捜査、公共の安全、秩序維持、支障がある恐れがあるなどとあります。常識的に考えて土地の売買交渉する時に反社会的勢力の所謂反社会的勢力と言われる人達の団体との交渉ではありません。ないはずで。ですから、情報公開条例第7条による不開示というのは、私は納得しておりませんので、状況として質問しております。どうしても公表しないというのであれば審議を続けるしかありません。次回もやりとり消耗しますので、そこだけは申し上げます。私が聞いているのは情報公開条例の対象になっていないという点だけ指摘しておきます。

〔田中総務課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 総務課長。

○総務課長（田中一省君） 只今の指摘を受けましたけれども、情報公開条例の7条の部分につきまして、あくまでも不開示と。その内容につきましては、その名前を公表するにあたり社会的不利益を被るという部分も一つ解釈的にございます。以上です。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 社会的不利益という事は必ずしもそういう条文にはなっておりません。しかしここで議論をするには中身を深めるには支障がありますので一応私は異議あるという事で別に議運がありますね、議運の中で協議できれば取り諮って頂きたいと思います。続けて質問致します。同じ回答がくるかもしれませんが、確認します。協議録の2つ目のタイトルがあります。協議録が色々書いてありますけれども、1つ目のタイトルは協議の結果です。2つ目のタイトルが何と書いてあるのか分かりませんが全部黒塗りになっております。2つ目のタイトルが1回目から11回目全て黒塗りになっておりますけれども、名前を言えますか。どうぞ。

〔田中総務課長挙手〕

○総務課長（田中一省君） はい。

○議長（牧田弘満君） 総務課長。

○総務課長（田中一省君） 吉岡議員の今の質疑の部分ですけども、本件通告されている内容と逸脱されていると思いますが、当初の部分については（1）（2）の部分ですけどどの部分を指して質疑をされているのか、反問権を使いたいと思うのですが宜しいですか、議長。

- 議長（牧田弘満君） 反問権ですか。使いますか。
- 総務課長（田中一省君） はい。その、
- 3番（吉岡政昭君） 時間止めて下さい。反問権ですから。
- 総務課長（田中一省君） 反問権ですから時間は止まると理解しています。
- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 総務課長（田中一省君） 只今先程吉岡議員の黒塗りの交渉では何故2000万もの弁償をさせたのか分からない真実を問うという形の中で（1）（2）（3）の部分の通告がされているわけですが、その通告内容に沿った答弁なのかその今の話を聞いていると個人情報保護法の黒塗り不開示をした理由の部分为先程から聞かれていると、するとその順番がわからずこちらの答弁の方も困惑している状態でございますので、この逸脱した部分に対しての根拠をお示しして頂きたいと思っております。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） まず私の町民に示したタイトルは何故2000万円もの弁償されたのか分からないと、黒塗り交渉記録ではこれがメインタイトルです。町民は黒塗りされた交渉記録という事に大きな関心を持っているはずですが、従って質問項目の中に何故黒塗りをされたのかタイトル一本入れております。以前のように沢山細かくいうと回答云々その何ですか、出せないという方向性が示されましたから、それならば大枠にして質問をしているわけであり、何故黒塗りにされたのかというのは当然名前が黒塗りにされていない、いいですね。いやごめん黒塗りにされている。でも情報公開条例では名前は含まれていない。何故なのかそういうやり取りがあるはずですが、だから、今1番目といえば、最後1番目のやつは当然質問致します。通告書がある1番目というのは前回の議会の中で課長が場所変わりました7箇所にゴミ捨てると言っているものを真ん中にしました、承諾書がないじゃないかと、何故変わったのですかと質問したらそれは話し合いで決めた、承諾書ありますかと云ったらないという事だから、その理由を含めて何故承諾書を作らなかったのかというのを聞きたいと思って特に上げてあります。時系列から言えばこれは最初ですね。時系列から言えば。でも私が受け取った交渉記録を読むと黒塗りが随所にあります。真実が明らかになりません。だから町民にはその黒塗りの交渉状況というものを訴えてお知らせして議会でも取り上げますよって事で取り上げているわけです。ここに掲げているものを質問しないと云っているのではありません。ここに書いてある何故黒塗りをされたのかという事を問うているわけです。その中の一つです。何故固有名詞が黒塗りされるのですか、情報公開条例の中に入っていないよという事を言

っております。それから公開する事により生命、財産、社会的地位の保護、又は犯罪の予防、捜査、公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れのある情報、そういう情報なのですか。土地のやり取りの交渉は。名前を隠さなければならぬ人が入っているからもしかしたらそういう人が入っているのですかって事が逆に問われます。念の為に申し上げますけれども、個人情報条例第32号では、ごめんなさい第9条では公益上必要になるものについては公開をしなければならないと書いてあります。いいですね。公益上必要があるのではないですか。不法投棄されて更に言えば、後で触れますけれども、堆肥といわれるものが続々投げ捨てられてそれが賠償問題と絡めて話合いがされるわけでしょ。そしたらそこで黒塗りになった原因だとか背景とかって事を問い糺すのは当たり前ではないでしょうか。宜しいですか。だから、何も通告に違反しておりません。

〔田中総務課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 総務課長。

○総務課長（田中一省君） 通告違反という事は申し上げてございません。何故通告を無視してご発言されるのかとご意見を求めているのかという事の根拠を示して、お示し下さいという事を言っただけでございます。それと情報公開条例の部分の7条の関係の公益上の流用による部分でございますけれども、これは明らかに情報公開法に基づく第7条の部分でございます。この部分は吉岡議員が発せられた通り、この開示請求における要請文書に不開示情報が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認める場合は開示請求書に対し、行政文書を開示する事が出来るというのが情報公開法の第7条、これを基準にして当方の当町の情報公開条例を作った次第でございます。ただこの部分につきましても公益上特に問題が特に必要があるという事の部分を認める解釈もございます。これは明らかに行政機関の町の高度の行政的な判断により公にする事により当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するという部分が法律解釈でもございます。ですからこの情報を開示するかしないかの部分の判断においては公益上上回る部分ではないという事とそれと交渉過程の断罪という、決定ではないという部分も含めてこれを非開示としたところでございます。以上です。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） ちょっとお待ち下さい。行政側から反問権が使用されましたけれども、吉岡議員の真意はあくまでも公益を守る観点から黒塗りにされた氏名も公表すべきだというご意見ですね。

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） ちょっと待って下さい。それに対してあくまでも個人情報
の保護の観点から行政側は開示出来ないというお立場ですね。宜しいです
ね。行政側は。はい。ここ平行線に終わりますのでいつまで経っても結論が
出ないので次の質問に移って頂くようお願いしたいのですが、宜しいですか。
吉岡議員、宜しいですか。

○3番（吉岡政昭君） 宜しいです。

○議長（牧田弘満君） 分かりました、じゃあ時計を再度。はい、吉岡議員どう
ぞ。

○3番（吉岡政昭君） はい。吉岡です。それでは次の質問にいきます。基本的
には同じような事をまた繰り返しますけれどもこれはやむを得ません。今度
は氏名ではありません。1回目の協議の時に牟田氏の主張の中でいつまで建
設副産物の除去が終わらせるのか期限を決めてもらいたいと述べておりま
す。ところがその後が黒塗りになっております。何とこの牟田氏は発言した
のですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 今回その交渉の中身につきましてですね、様々な話
をされているわけございまして、交渉に沿った内容の事もございまして、
所謂世間話的な部分で個人情報に結びつくようなお話もございましたのでそ
の部分で今回黒塗りにさせて頂いたという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 次の質問にいきます。次に今年の2月議会の議事録によ
りますと塩谷課長は損害賠償金額に関して次のように報告しております。4
回目の協議の時に口頭で4000万円という金額が要求されたと。8回目の協議
の時は正式な書面で牟田氏から3500万円が要求されたと書いてあります。質
問です。この正式な書面が提出された時当然牟田氏側から書面の内容の説明
がありましたね、それからそれに対してそれに参加した塩谷氏は質問したり
一定の意見交換があったのでしょうか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 当然色々なお話がございまして、その中で交渉を進

めていったという事でございますけれども、今回その非公開としました理由につきましては先程総務課長も述べたような内容になってございまして、第2号の中に財産、所得等に関する情報であって特定の個人が識別され得るものの内、知られたいと認められるものもございまして、第4号につきましては公開する事によりまして人の生命、財産もしくは社会的地位の保護、又は犯罪の予防、犯罪の捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがある情報とありまして、この2つの号をもって根拠とさせて頂いたわけですが、この今回の案件ですけれども、既に個人の特定はされておりますけれども、例えば国の開示不開示の決定基準を見ますと個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場からプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護する為特定の個人を識別出来る情報はもとより個人識別のない個人情報であっても公にする事により個人の権利利益を害する恐れのあるものを含めて個人に関する情報を原則として不開示としたものであるとありまして、全ての情報を開示するまではないと認識してございまして、今回その3500万という要求をされたわけですが、そこにつきましてはお互いに納得するような形で交渉をしてきたという事であります。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） 答弁者にお願いしますけど、私は条文の事は把握しておりますし、それから一定必要な範囲で総務課長も先程説明しました、だからね、長々と読み上げたりするのは勘弁して下さい。質問にだけ答えて下さい。私が質問したのは、3500万要求、この正式な書面ってありますから、書面で要求した時に当然向こう側は内容を説明したでしょ、それについては質疑とか町側でしたのですねって聞いたのですから、事実だけを確認しているのです。したかしてないかでいいですよ。どうぞ。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（牧田弘満君） 建設課長どうぞ。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） しております。

〔吉岡議員挙手〕

- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） はい。実はですね、ここに協議記録があります。ところが何も書いてないのです。書いてあるのは別紙参照って事で書類は出たとい

う記録だけあります。でも今言いましたように牟田氏側から内容の説明があったなら記録されているはずですが、質問はしたのであれば質問の記録があるはずですが。勿論今言った理由で開示出来ないというなら黒塗りの中かもしれません。黒塗り、その協議結果の報告がですよ、黒塗りになるなら兎も角それすらない。これ作り直したのですか。というのはね、穴4つあるのですよ。普通記録が穴あってコピーしたら穴2つでしょ、穴4つあるじゃないですか。疑問持ちますけど、これあれですか、作り直した云々はまあ兎も角としてこれの協議記録は正確に載っていますか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 協議記録につきましては全然そのまま載っているわけございまして、黒塗りにする際にパソコンを使って黒塗りにしておりますので元々その原稿に黒塗りをしたわけではなくて印刷したものを加工して提出しているという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 今印刷したものを加工してって事は削除したって事ですか。これ下駄判を押していますよ。これは皆に町長まで配られたって書類でしょ。その中に3500万円の内訳の説明があったとかそれについてどういう質疑をしたか書かれていませんよ。作り直したのですか。もう一回確認します。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 作り直しはしておりません。全てがそこに書かれております。交渉事につきましては今回非開示という事にさせて頂いております。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） この公開非公開の問題、別に議論があるとしてもですね、

肝心要のことが抜けているのですよ。簡単に言えばこの3500万の要求っていうのは正式な書面出来たっていうのだからこれは町民に対する請求書ではありませんか。この3500万は瀧前町長が払う予定だったのですか。それとも塩谷課長が個人的に払うのですか。税金で町民が払うじゃないですか。町民に対する損害賠償といういわば請求書を寄越してその内訳が書かれているじゃないですか。お金を払う町民が請求書の中身を知らないのですか。その事を私は問題にしているのですよ。いいですか。確認します。この正式な書面、2000万以上です、土地売買他にプラスあります。交換。このお金は、請求は税金で払うのですね。町民の税金で払うでしょ。瀧前町長が払うのではないでしょ。そしたら役場職員担当者が公表する時はいやこの中身は該当しません。これは不当です。そうっていわば向こうの要求を圧縮して本来こうあるべきだと正しい金額をそこで作ります。生み出していく為の話し合いではないのですか。町民は分からないじゃないですか。請求書の中身を見てないのだから。という事でこれは請求書ではありませんか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 3500万円を請求されたということですがけれども、その請求に沿った形で3500万支払ったという事ではなくて、あくまで3500万を基に払うもの払わないものを精査して行って最終的には2月の臨時議会でご報告させて頂いたような中身でその場所ですとか土地の売買を行っているという事でございます。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 私は請求書かって聞いているのはまだ払っていない段階の話ですよ。それでこれはおかしいとか何とかっていうやり取りを役場の担当者が相手に対してやる事でしょ。今のは交渉途中ではないのですよ。交渉全部終わってしまってお金も払っちゃって土地も交換して全部終了している段階です。だから交渉記録はこうでしたよっていうのは公開したって何の問題もありません。町民に対してですよ。ここでやり取りするのはちょっと時間の制約がありますから。次の質問に移ります。いいですか。今の問題私は納得しませんよ。次の問題に移ります。牟田氏は2回目の協議で売買契約を締結するなら税金対策を考えてほしいと言っております。これはどういう意味ですか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 土地に関しましては土地購入に際しまして当然その税が掛かるという事になると思うのですけれども、そこが掛からないような方法ということでございまして、そこは公共事業で行うのであれば土地を売買する時にその手続きを行って税金が掛からないような方法もとれるのですけれども、今回につきましてはその部分については適用出来なかったという事ですけれども、ご本人様はそのように申していたという事でございます。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） はい。私はこういう関係は素人です。ド素人ですけれども、一応調べた範囲でいいますとね、不動産を取得するでしょ、そしたらいわばお金が入るから税金が掛かります。いわゆる不動産は所得税というそうなのですが、これの平均の税率は色々あるのでしょうか平均すると20%位だそうですね。ところが賠償保障ありますね、賠償金払う、これには税金が掛からないそうですね。私素人ですからどこか専門家に訂正してもらってもいいのですけれども、所得税、土地を売った或いは交換した時の差額等を含めて税金がかかる。でも損害賠償に掛かる税金はゼロだっていうのですよ。ところが牟田氏は第5回の協議の時にこう言っていますね、4000万円の内損害賠償金は1000万円だと言っていますよ。損害賠償金1000万円ってまあふっかけてきたわけですが、ところが安平町が実際に損害賠償金いくら払ったかというところ1770万、端数処理しますよ、1770万損害賠償金払っているのですよ。相手は損害賠償1000万だと要求しているのに安平町が770万も多く損害賠償払っていますね。つまり税金が掛かってないのですよ。同じくお金払うんでも所得税とか土地取得の関係で税金をそのまま真面目に正直にバツと出すと税金が掛かるでしょ、損害賠償の金額を増やしてやってやると税金が掛からないじゃないですか。何故770万も相手が要求している以上の金額を支払ったのですか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 言葉尻を捕まえれば確かにそうかもしれませんが、今回の案件3500万を要求するというお話できております元々。そこに

交渉過程があつて最終的に決めたのは1700万位のお金とですね、あと土地代に200万円だったと思いますけれども、それで一応決着をつけたという事でございますのでそこは相手としては3500万を要求したいと言っているという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） じゃあ確認します。3500万を要求する内訳を全然教えてくれないから、答弁を信じるしかないけれども、3500万の中に1700万って損害賠償入っていたのですか。トータルが4000万の時に1000万だっていってたんですよ。3500万って言って金額の総額は減らして更に損害賠償増やしたって事ですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 議長（牧田弘満君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 1000万増やしたとかそういう話ではなくて、3500万円を要求されてそこでそのまま交渉していくという事でございます、その交渉の中身につきましては多種多様様々でございます、今回の決着の仕方がそういう形になったという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

- 3番（吉岡政昭君） はい。
- 議長（牧田弘満君） 吉岡議員。
- 3番（吉岡政昭君） これやり取りしてもちょっと限界ありますから、ここで止めたいと思いますけれども、ハッキリしているのは牟田氏側が要求したのは1000万です。損害賠償。町が払ったのは1770万払っています。相手は元々要求してきた金額よりも賠償金を多く払っている。100円200円多かつたのではないのですよ。770万多く払っています。その事実をまず申し上げておきます。

次の質問にいきます。私は役場組織という所が何かこうこの問題を巡って一時的かもしれないけれども歪になったのではないかと思えてなりません。例えば交渉記録の9回目から11回目までは未決済です。未決済というのはご存知ですね。下駄判ですよ下駄判。これが付いているでしょ、普通公文書ですから、ところが9回目から、いいですね、9回目から11回目までは下駄判が付いてないのですよ。何も下駄判が付いてない。誰も決済してないのです。

よ。その中で色々やり取りしたという事であります。私は、いいですか、この問題について直接言ったら質問しましたら、未決済だと、だからこれはどうやってやったかという担当課長が町長に口頭で報告したのだと、こういう事であります。つまり、おまけに庁内会議を開いてないでしょ。どこまでの範囲でどれ位真実が伝わったかは分かりません。しかし下駄判が使われている時はとりあえず担当課含めて確認は行っていますが、下駄判を使わないでずっといったら瀧前町長と塩谷課長と向こうの牟田氏と3人でやりとりした事を、そして町長に報告したというような話で私は一種のこのブラックトライアングルというか、非常に強い疑問を感じますね。これ異常でありませんか。役場組織としては。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 交渉の関係につきましては必ずその理事者に報告、町長に報告して事はしますが、時間があれば当然その作らなければならいんですけれども、やはりこの交渉事でやはり時間がない場合もございまして、次々に交渉を続けていかないと相手の気持ちが変わるですとか、交渉の方向が変わっていくという事もございまして間髪を入れずにですね、交渉をしていくという場面も当然ございましたのでその部分につきましてはじっくりその報告書を作れなかったとかそういう事もございます。町長と二人きりでやったわけではなくて当然その間には副町長も入っていましたし、情報は共有はされていたという事でございます。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） はい。具体的に言いますとね、この9回から11回目の話し合いの中でつまり未決済のやりとりの中で何が決められたかといいますが、9回目の時に町有林の交換が向こうから言われているのです。土地のその山林とこの土地を交換していいよという話が相手側から出ました。それで10回目の時に、ごめんなさい、えーと、出たのです。10回目の時に新たに3箇所要求してきています。皆さん知っている通り、7箇所の場所に囲まれた所と、町有林の山林を交換すると話しましたですね。それからですね、それ以外に、町有林をこうベルト帯になっている所ありますね。そこを要求しているのですよ。交換してくれって要求しています。そして10回目のそれが協議です。1回目は町有林と交換していいよ、ごめん9回目ね。10回目にはこの場所とこの場所とこの場所を交換してくれって土地を増やしているのです

よ。そして11回目の時は町側が2000万円です。どうだろうかという提案をしているのです。これ基本的にはアレではないですか。担当課と町長とまあ副町長も時々入ったようですけれども今の話だと。これアレですか少なくとも町内で正式なルートで明らかになっている事ではありませんね。私はそういう事であるのですかと、確かに交渉事ではあるけれども、税金を使うのですよ。それを決める過程で、未決済で事が進む、それは正常な行政のあり方ですか。

[村井副町長挙手]

○議長（牧田弘満君） 副町長。

○副町長（村井克彦君） はい。土地売買の交渉の時にですね、色んなケースがございます。当然相手がある話である程度一定の方向性を出しながら交渉するのですが、即断即決という事では当然ないわけですから、一つ一つ。例えばトップ同士が話すというケースがありますけれども、必ず担当者が我々の方が一旦入って方向性を示しながらやっていますその中で決済が必要な時は関係課で確認をとってから進めるというところもあります。流動性を持って交渉にあたりますのである程度のその方向性が固まるまでは決済というのは省略するケースもあるという事でございます。以上です。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 特殊な場合に決済を省略するってなっておりますけれどもね。大体決済をとっているのですよ、この書類を見れば。だから極めて一部の町長を中心の一部の人だけで相手の中身を決めたという事がありますけれども町有林の交換3箇所くれとかね、そういう話というのはじゃあ知っていましたか、副町長。

[村井副町長挙手]

○議長（牧田弘満君） 副町長。

○副町長（村井克彦君） 細かい話のところはちょっとすぐには出てきませんが、一定の交渉の結果聞いておりましたので、その中で逐次方向性だけは協議させて頂いたというふうに記憶しております。以上です。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 12回交渉、今の話は11回までの話です。で、12回13回の時には交渉、情報公開で請求しましたら、互いに資料を元に交渉しており未記録であるという回答があります。常識的に考えると私は理解出来ないのですよ。2000万いわば前後の金が動くという時にですよ、おまけに土地2箇所、1箇所だけでなく3箇所になりそうになってとかという時に資料を出して根拠を示しますね。その時に記録しておりませんっていうのは私達には理解出来ませんね。一般的な行政っていうのはそんなところではないでしょう。行政に限らず会社だってそう思いますよ。そういう重要な交渉をすればするほど記録は大事ではないですか。というのは記録を出して下さいって言ったら互いに資料を元に交渉しているので未記録です、記録していませんっていうのですよ。私は信じられませんね。記録しないで口頭でこういう事をして町長に報告するのですか、どうですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） その12回13回の話でございますけれども、触りだけお話しすとですね、交渉相手の方の交渉とは関係ない昔の話を、過去の話を遡ってちょっと話をしていた部分がございます、今回交渉にはなんら関係のない話でございます、過去にその方がどういう仕事をしていたとか、その周辺でどういう仕事をされていた方がいたとか、そんな書類をちょっと作ってお話をしていたという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） それはね、ちょっと違うのではないですか。12回の時の交渉の時の記録を見れば土地を買うことを前提に話を進めていいとかそういう話をしていますよ。その他掛かった経費1000万円だと、代替価格は土地代2000万円だと、合計3000万円になるよというような話をしていますよ。そんな昔の昔話の為に貴方は話に行ったのですか。いいですか、まず少し先に進みますね。まず未決済という事はおかしく思いますよ、それから記録がない、交渉した記録が未記録である事に強い違和感を覚える。それが役場なのかと逆に思います。信頼を失いますね。それからもう一つ関連して私はその資料を元にこうしたっていうならばその資料を提供して下さいと求めました。資料の提供を。そしたらこれは要するに交渉中のものだ、個人情報であ

る為に出せないっていうって両者で記録も残さない、そして売買契約を、損害賠償等を決める交渉の時にですよ、資料を使ったのだと、その資料を出せない理由を交渉中だから或いは個人情報の為に出せないとか言うております。まず交渉中ってというのは終わった段階です。だから交渉中ではありません。それから個人情報というけどそれは色々あったから、喋ったからかもしれないけれども、どうしても個人情報でこれは開示出来ないのだと黒塗りにすればいいじゃないですか。問題はそこではないでしょ中心は。いくら値段になるかとか堆肥の値段がいくらだとか、弁償、損害賠償はいくらになるとか、土地の交換の場合いくらになるとかって個人情報なんて関係ないですよ、多くは。大半はですよ。それを交渉中だ、意味はありません。個人情報である為っていうのはね、それも私は理由にならないと、納得させられないと思いますよ。何故資料出来ないのですか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） あくまで個人情報が入っているという事で交渉なんですけどもずっとこれから進めていきまして 12 月の末に大方金額が決まってこれでようやくいけるかなと思った次の年 1 月 4 日の日にですねご本人様からまたお電話がありまして、お話をしましたらまたその話が元に戻ってしまったとかその話しが行ったり来たりしたとか非常に複雑な交渉をしておりまして、私も本当に体調を崩したような感じでずっとやっておりましてけれども、その中身につきましてなかなかお見せ出来る出来ないものがございますという事で報告させて頂いたわけでございます。

[吉岡議員挙手]

○3 番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3 番（吉岡政昭君） 今見せられるものと見せられないものがあると言いました。見せられるものだけでも見せてくれたらいいじゃないですか、請求しているのだから。

次の質問にいきます。牟田氏 3 回目の協議の時です。去年の 11 月 13 日ですけれども牟田氏から次の発言がありました、いいですか。警察に届けるつもりはないし、裁判をするつもりはないが、早期に解決する為マスコミに情報を流し過去から町がやってきた事を公表すると記録しています。公表するぞと私は聞こえるのだけれども、いいですか、勿論警察に届けるつもりはないし云々ってというのは想像すれば不法投棄の件についての事かなと理解しましたけれども、問題は次ですよ。早期にこの問題を解決する為にマスコミに

情報を流し、町が過去からやってきた事を公表すると言っているのですよ、町というのは瀧前町政じゃないですか、10年間の。何をやったのか私は分かりませんよ。そこで質問です。マスコミが情報を流し過去から町がやってきた事を公表するという言葉を貴方はどのように受け止めましたか、交渉して

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） この部分につきましては瀧町長ではなくて更に遡った前々町長です。 本当に古い話からの事でこの交渉相手の方も古くから旧町追分町時代に結構関わりのあった方ですね、事業をやっていたり色々な事をやっていた方のもので、その話の中であった出来事をマスコミに言うぞみたいな事を言ったのですけれども別に本人は本気で言ったのかそこは分からない部分ではございますけれども、我々としては別にそこは何を晒されても何も問題はございませんと、ご自由にどうぞという感じで交渉をしております。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 私は過去から町がやってきた事を公表するぞというのは一種の脅し、恫喝だと受け止めざるを得ません。一般的にはそんな気がしません。そしてよく分からない黒塗りの人も同席しております。そこでいいですか、質問です。今過去の何やったかという話でしたが、瀧町長にこれ報告しておりますね。記録がありますから。この牟田氏の発言について瀧前町長はどんな反応、言葉を発しましたか。或いは指示をしましたか。

○議長（牧田弘満君） すいません今第3回目のその発言を聞いて前町長はどういう反応をしたかという事ですか。

○3番（吉岡政昭君） そうです。過去からやってきた事を公表するぞという事を3回目の協議ですからこれ決済案です。瀧町長が判子押していますよ。前町長、だからそれを知っているわけだからそれについて瀧前町長は何と言いましたか、或いはどんな指示をしましたかと聞いています。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ちょっとそこまでの細かい事は覚えていませんけれ

ども特に受け答えするというか別に相手にしていなかったと、それがどうのこうのっていう話でもなくあくまでも過去の話として捉えておこうという事だと思えます。

[吉岡議員挙手]

○3番(吉岡政昭君) はい。

○議長(牧田弘満君) 吉岡議員。

○3番(吉岡政昭君) 過去の話として捉えていこうと、とやかく言わなかったと、まあそういう答弁だと思えますが、私はそこがまた一つ信じられませんね。特に瀧町長の性格は私なりに把握してはいますけれども、ましてや根拠のない事でこれは侮辱ではないですか、過去にやってきた事をバラすぞなんて言われたらこれは名誉毀損に関わる事じゃありませんか。何を言っているかそんな事をいうのだったら名誉毀損で告訴するぞとかね、何を言っているかと言いつたり指示があったはずだと私は思ったのだけど、何もなかったっていうからしかも過去の話だっていうからだから過去からやってきた事を公表するぞと相手は言ったのではありませんか。

次に移ります。私は意見を申し上げてこれもう回答頂きましたから。瀧町長は特に何も言わなかったという事ですから次に移ります。堆肥問題について質問致します。今年の8月の20日塩谷課長と私と米川、梅森、工藤秀一の各議員で追分旭の産廃廃棄物不法投棄場所の視察を行いました。いいですか、その時に非常に強い悪臭がありました。非常に異常な悪臭がありました。私と課長はその後草の中に入ってそして状態をみましたら所謂ゲル状の状態です。ブワブワして悪臭の正体がそこにありました。そこでこのドロドロ状態のものはなんですか、何だと理解していますか。はい、課長お願いします。

[塩谷建設課長挙手]

○議長(牧田弘満君) 建設課長。

○建設課長(塩谷慎嗣君) その前に先程瀧町長という言葉が出ていましたけれど、瀧町長の前の話だったという事でご理解して頂きたいと思えます。で今の事、

○3番(吉岡政昭君) ちょっとお待ち下さい。私は、瀧町長は何と言いましたかと聞いたのです。

○建設課長(塩谷慎嗣君) その過去の話っていうのは瀧町長の話ではなくてその瀧町長の前の前の町長の本当に過去の話、

○3番(吉岡政昭君) 追分町時代の事を脅されたようなものだという事ですね。

○建設課長(塩谷慎嗣君) はい。

○3番(吉岡政昭君) はい、一応分かりました。はい、どうぞ。

○建設課長（塩谷慎嗣君） あのすみません、脅されたわけではなくあくまで交渉中のお話という事だったのでご理解頂きたいと思います。で、あのブワブワだったという事で現地に行きましたところ元々交渉にあった堆肥、堆肥の上に我々が上ったという事でございます。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 今堆肥と言いました。これ堆肥に対する認識が違うように思います。私が承知している堆肥というのは通常牛糞でも鶏糞でも完熟していると匂いはしません。だからあれは悪臭定かの物体です。堆肥ではないはずです。そうではありませんか。そしてそれを裏付ける牟田氏の答弁があります。発言があります。彼は交渉記憶を読むと当初堆肥に掛かった経費は1000万だと言ってきました。そして2万5000立米から3万立米位は入っているよと、いいですかここが大事なところですよ、堆肥は完熟させた後で販売する考えであったと言っているのですよ。つまり堆肥を置いてきたというのではなくて堆肥を完熟する為のものをそこに置いたのだと、堆肥に完熟したら売るつもりだったと仰っていますよ、そうしたら塩谷課長がそれを読んでそんな事は聞いてないと発言しているじゃありませんか。だからあそこにあったのは少なくとも匂いがプンプンしているのはあの状態は堆肥ではないという認識でありますか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 完熟している堆肥とか完熟していない堆肥というレベルの話かなと思います。堆肥を売るとか売らないとかっていうのも、結局売らなかつたけれども、売るにしてもちゃんと法律に則ってやらないと売れる事が出来ませんよとか色んな交渉の中で色んな話がございましたのでこれはご理解頂きたいと思います。

〔吉岡議員挙手〕

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） あれは産業廃棄物も多少関わった人は知っていると思いますけれどもあれは堆肥前の状態で動植物性残渣に分類される産業廃棄物です。動植物性残渣というものです。ですからあれを捨てる場合は正式な手続

きをして産業、ごめんなさい、廃棄物処理場の方に持っていかなければなりません。ところがあそこに持ち込まれたおります。そこでね、いいですか。堆肥の量の関係でちょっとまずそこを聞きましょうか。あれは処理場に持っていかなければならない動植物性残渣であったのではないですか。認識を伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 私が聞いている中では元々産業廃棄物処理場の会社がその工場ですとか動物性ですとか植物性の工場残渣っていうそういうものを引き受けまして許可を貰ってそこを肥料にするっていう仕事でこう販売するというそういう仕事をしている会社と聞いております。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） そうしたらこれ後でちょっと聞く事になりますけどね、先に聞きますけど、もしそれが堆肥だと或いは性質上販売搬入元っていうのがありますけれども、これを町としてはね、そこに場所を借りてそういうものが置かれているっていう事を確認したわけですから、町として確認する書類があるのではありませんか。例えば肥料生産届出書とか、肥料販売業務開始届書或いは肥料堆肥の分析結果報告書、こういうもののコピーを請求致しましたか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先程も申したのですがけれども、ご本人その法律的な事はご存じなかったようで、先程自分で販売するんだみたいな事を仰ってましたけれども、そこには法律っていう事がございまして、法律の則ってやらないと販売出来ませんよというお話をしたという事でございます。

[吉岡議員挙手]

○3番（吉岡政昭君） はい。

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） 7回目の記録を読みますと堆肥と称する動植物性残渣は